職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは?

- ■感染経路が業務によることが明らかな場合
- ■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※ に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※ (例1)複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- ■医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、 業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A (項目「5労災補償」)をご覧ください▶





